

肝付町告示第 101 号

サツマイモ農家営農継続支援事業助成金交付要綱を次のように定めた。

令和 4 年 7 月 11 日

肝付町長 永野 和行

サツマイモ農家営農継続支援事業助成金交付要綱

(趣旨・目的)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた行動自粛等による需要減退により、農業経営に影響を受けている町内のサツマイモ生産農家等に対し、経営を維持及び継続するための緊急支援策として、肝付町補助金等交付規則（平成 17 年規則第 26 号。以下「規則」という）に定めるほか、この要綱の定めるところによりサツマイモ農家営農継続支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成金の交付要件)

第 2 条 助成金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、町内に住所を有し、町税等の未納がなく、販売用サツマイモを栽培している者とする。

(助成金の対象)

第 3 条 助成金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 栽培継続支援事業
- (2) 苗等確保対策支援事業

(助成額)

第 4 条 前条各号に掲げる補助金の額は、別表 1 のとおりとする。ただし、この額において百円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 助成金は予算の範囲内で交付する。なお、全体の申請額が予算の範囲を超えた場合は申請額に対して按分した額を交付する。

(助成金の申請の手続き)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする事業者等は、様式 1 号又は様式 2 号を次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象となる費用が分かる書類
- (2) 出荷伝票（出荷証明書）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び額の確定)

第 6 条 前条によって提出された申請書兼請求書を受理したときは、速やかに内容を確認し、交付が適当であると認められる場合は交付を決定する。なお、助成金の交付決定及び額の確定については指定口座への助成金の振込をもって通知したものとする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 4 年 3 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

## サツマイモ農家営農継続支援事業

事業名	項目	内容	助成額
栽培継続支援事業	栽培継続支援助成	前年に販売用サツマイモを栽培した者で、当年産として販売用のサツマイモを継続して作付けを行う生産者へ当年度の町内での作付面積に応じて支援	町内での作付面積 10a 当たり 3,000 円
	健全苗購入助成	前年に販売用サツマイモを栽培した者で、当年産の販売用サツマイモとしてほ場に植え付けた健全苗（ウイルスフリー苗等）の購入費用の助成	町内のほ場（苗床を除く）に植え付けた健全苗（ウイルスフリー苗等）の購入費用の 1/4
苗等確保対策支援事業	苗床ほ場用ポット苗購入助成	当年に販売用サツマイモを栽培した者で、翌年産用の苗床ほ場用のポット苗の購入する際の費用の助成	購入費用の 1/2 以内 ただし、町内での作付面積の 10a 当たり 1,200 円を上限とする
	健全苗確保対策支援助成	当年にサツマイモを栽培した者で、翌年産用の苗床ほ場に係る資材を購入する費用の助成及び苗床ほ場に係る電熱線の購入・整備費用の助成	購入費用の 1/2 以内 ただし、町内での苗床面積 1a 当たり 20,000 円を上限とする 電熱線の購入・整備費用の 1/2 以内 ただし、80,000 円を上限とする

サツマイモ農家営農継続支援事業助成金交付申請書兼請求書  
（うち栽培継続支援事業）

令和 年 月 日

肝付町長 様

サツマイモ農家営農継続支援事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき添付書類を添えて申請します。なお、同要綱第6条の規定により助成決定された場合は、本申請をもって下記の額を交付されたく請求します。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて事業の達成に必用な範囲での個人情報を利用することに同意します。

1 申請者

住所又は所在地	〒		
(ふりがな) 法人名又は会社名			
(ふりがな) 個人事業者氏名 若しくは代表者氏名			印
生年月日 (法人：設立年月日)	T · S · H	年	月 日
連絡先 (日中に連絡可能な電話番号)			

2 交付申請（請求）額

農家栽培継続支援助成		【参考】栽培面積		
栽培面積 ※a未満切り捨て	助成額 (3,000円/10a)	焼酎用	澱粉用	青果用
a	円	a	a	a
健全苗購入助成		交付決定等確認欄		
購入金額	助成金額 ※購入金額の1/4 ※百円未満は切捨て	交付決定日		
円	円	年 月 日		
		交付決定額		
		円		

3 助成金の振込口座

金融機関 店舗名	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				本店・支店 本所・支所 出張所・代理店				
	金融機関コード			支店コード					
	預金・貯金の種類		普通 ・ 当座		口座番号				
	郵便局	記号			(当座)番号				
口座名義人	(ふりがな) 氏名								

4 その他（添付書類）

- 前年産の出荷伝票（出荷証明）    費用が分かる書類    通帳の写し

サツマイモ農家営農継続支援事業助成金交付申請書兼請求書  
（うち苗等確保対策支援事業）

年 月 日

肝付町長 様

サツマイモ農家営農継続支援事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき添付書類を添えて申請します。なお、同要綱第6条の規定により助成決定された場合は、本申請をもって下記の額を交付されたく請求します。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて事業の達成に必用な範囲での個人情報を利用することに同意します。

**1 申請者**

住所又は所在地	〒		
(ふりがな) 法人名又は会社名			
(ふりがな) 個人事業者氏名 若しくは代表者氏名			印
生年月日 (法人：設立年月日)	年 月 日		
連絡先 (日中に連絡可能な電話番号)			

**2 交付申請（請求）額**

苗床ほ場用ポット苗購入助成			
①領収書額	②①の1/2の金額 ※百円未満切捨て	③助成金上限 上限1,200円/10a	助成額 ②と③の低い額
円	円	円	円
健全苗確保対策支援（資材購入費用助成）			
④領収書額	⑤④の1/2の金額 ※百円未満切捨て	⑥助成金上限 上限20,000円/a	助成額 ⑤と⑥の低い額
円	円	円	円
健全苗確保対策支援（電熱線購入・整備費用助成）			
⑦領収書額	⑧⑦の1/2の金額 ※百円未満切捨て	⑨助成金上限 80,000円	助成額 ⑧と⑨の低い額
円	円	円	円

翌年産作付面積	a
翌年産用苗床面積	a

交付決定等確認欄	
交付決定日	年 月 日
交付決定額	円

**3 助成金の振込口座**

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				本店・支店 本所・支所 出張所・代理店			
	金融機関コード				支店コード			
	預金・貯金の種類		普通 ・ 当座		口座番号			
	郵便局	記号			(当座)番号			
口座名義人	(ふりがな) 氏 名							

**4 その他（添付書類）**

当年産の出荷伝票（出荷証明）     費用が分かる書類     通帳の写し